ホームページ情報

日廃振センターホームページ 学ぼう産廃「マニフェスト制度」

**日廃振センターホームページの「学ぼう産廃」では、産廃に関する法律、制度等を分かりやすく取りまとめています。
今回は、そのなかでも特に多くご覧いただいている「マニフェスト制度」の内容を一部掲載します。
マニフェスト制度の法的位置づけや、義務と罰則など、制度の重要性について再認識していただければ幸いです。**

URL http://www.jwnet.or.jp/waste/manifest.shtml

マニフェスト制度は、産業廃棄物の委託処理における排出事業者責任の明確化と、不法投棄の未然防止を目的として実施されています。産業廃棄物は、排出事業者が自らの責任で適正に処理することになっております。その処理を他人に委託する場合には、産業廃棄物の名称、運搬業者名、処分業者名、取扱い上の注意事項などを記載したマニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付して、産業廃棄物と一緒に流通させることにより、産業廃棄物に関する正確な情報を伝えるとともに、委託した産業廃棄物が適正に処理されていることを把握する必要があります。

(1)法的位置付け

マニフェスト制度は、厚生省（現環境省）の行政指導で平成2年に始まりました。その後平成5年4月には、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康や生活環境に被害を生じるおそれのある特別管理産業廃棄物の処理を他人に委託する場合に、マニフェストの使用が義務付けられました。

平成10年12月からはマニフェストの適用範囲がすべての産業廃棄物に拡大されるとともに、従来の複写式伝票（紙マニフェスト）に加えて、電子情報を活用する電子マニフェスト制度（電子マニフェスト）が導入されました。これにより、排出事業者は紙マニフェストまたは電子マニフェストを使用することになりました。

さらに平成13年4月には、産業廃棄物に関する排出事業者責任の強化が行われ、マニフェスト制度についても、中間処理を行った後の最終処分の確認が義務付けられました。

(2) マニフェスト使用義務の除外

排出事業者が産業廃棄物を自ら処理する場合には、マニフェストの交付は不要です。また、例外的な次のケースに該当する場合も、マニフェストの交付は不要です。
（規則第8条の19第1号から第11号）

(3)マニフェストに関する義務と罰則

マニフェストの不交付、虚偽記載、記載義務違反および保存義務違反など、マニフェストに係る義務を果たさない排出事業者および処理業者は、万一、委託した廃棄物が不適正に処理された場合、都道府県等から措置命令（法第19条の4第1項）を受けることがあります。また、違反の内容によっては刑事罰を受けることもあります。

マニフェストに関連して、以下のような違反があった場合、措置命令や罰則の対象になります。

産業廃棄物管理票を交付せず、または規定する事項を記載せずもしくは虚偽の記載をして産業廃棄物管理票を交付した場合	措置命令・罰金（法第29条第3項）
管理票交付者に管理票の写しを送付せず、または規定事項を記載せずもしくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した運搬受託者	措置命令・罰金（法第29条第4項）
処分受託者に管理票を回付しなかった運搬受託者	措置命令・罰金（法第29条第5項）
管理票の写しを管理票交付者に送付せず、もしくは規定する事項を記載せずもしくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した処分受託者	措置命令・罰金（法第29条第6項）
送付された管理票の写しを保存しなかった管理票交付者	措置命令・罰金（法第29条第7項）
受託していないものについて、虚偽の記載をして管理票を交付した産業廃棄物収集運搬業者もしくは特別管理産業廃棄物収集運搬業者または産業廃棄物処分業者もしくは特別管理産業廃棄物処分業者	措置命令・罰金（法第29条第8項）
情報処理センターに虚偽の登録をした電子情報処理組織使用事業者（排出事業者）	措置命令・罰金（法第29条第10項）
情報処理センターに報告せず、もしくは虚偽の報告をした運搬受託者および処分受託者	措置命令・罰金（法第29条第11項）
マニフェスト確認義務（一定期間内に運搬または処分が終了したことを確認する義務）に違反した排出事業者	措置命令

措置命令に従わない場合、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはこの併科（法第25条第5号）

(4)排出事業者の処理終了確認

排出事業者(中間処理業者が排出事業者となる場合も含む)は、マニフェストの交付後90日以内（特別管理産業廃棄物の場合は60日以内）に委託した産業廃棄物の中間処理（中間処理を経由せず直接最終処分される場合も含む）が終了したことをマニフェストで確認する必要があります。また、中間処理を経由して最終処分される場合は、マニフェスト交付後180日以内に最終処分が終了したことを確認する必要があります。

排出事業者は、上記の期限を過ぎても処理業者からのマニフェストによる処理終了報告がない場合には、委託した産業廃棄物の処理状況を把握した上で適切な措置を講ずるとともに、その旨都道府県・政令市に報告することになっています。